

静岡県告示第556号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次に掲げる土地を廃棄物が地下にある土地として指定する。

令和5年9月19日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 埋立地の区分

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第1号

2 指定区域

静岡県湖西市白須賀字宿北3985番1923の一部、3985番1924の一部、3985番1925の一部、3985番1933の一部、3985番1935の一部、3985番1936の一部、3985番1937の一部、3985番1938の一部、3985番1939、3985番1940の一部、3985番1941の一部、3985番1942の一部、3985番1943の一部、3985番1944の一部、3985番1957の一部、3985番1958、3985番1959の一部、3985番1960の一部、3985番1961、3985番1962の一部、3985番1963の一部、3985番1964の一部、3985番1965の一部、3985番1966の一部、3985番1967の一部、3985番1968の一部、3985番1969の一部、3985番1970の一部、3985番1971の一部、3985番1972の一部、3985番1973の一部、3985番1974の一部、3985番1975の一部、3985番1978の一部、3985番1979の一部、3985番1980の一部、3985番1982の一部、3985番2082の一部、3985番2133の一部、4398番1の一部、4399番、4400番の一部、4401番の一部、4402番の一部、4403番1、4403番2、4403番3の一部 以上47筆